

令和2年4月18日

お客様各位

月原自動車株式会社
代表取締役社長 月原 正志

緊急事態宣言に伴う弊社の対応と方針について

平素はハピット今治店をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

令和2年4月16日(木)に愛媛県に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策の特別措置法に基づく『緊急事態宣言』が発令されました。弊社は、緊急事態宣言の期間内にも通常通り営業を致しますが、発令を受け、お客様及び従業員双方の感染防止の観点から、下記の通り対策を講じておりますので、ご案内申し上げます。

なお弊社対策は、厚生労働省提供の情報や指針を基に講じております事を、予めご了承ください。

記

1、 全社員へのマスク装着義務化

弊社では感染拡大防止のために、社員全員を対象にマスク着用を義務付けました。顔が見えづらく、ご不快に思われるかと存じますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

2、 店内消毒のための消毒液の配備

消毒に有効とされる「次亜塩素酸ナトリウム」や「アルコール液」を店内に常備し、入退室用ドア、接客テーブル・椅子、電話機や代車等に適宜噴霧致します。

3、 ウイルスを停留させないための換気

建物内は半密閉空間であることから、ウイルスを停留させないために「換気扇の常時稼働」又は「お客様スペース窓の開放」を行っております。寒冷時、雨天時には皆様にご不快かと存じますが、ご理解のほど、お願い申し上げます。

4、 商談テーブルへの透明シートの設置

商談の際にはお客様と弊社社員が向かい合う形となります。弊社では透明のシートを設置することにより飛沫感染対策を行っております。

5、 弊社社員体調不良者の自宅待機

出勤時の朝礼にて、弊社管理職等が弊社社員全員の体調(熱や咳、味覚、嗅覚障害の有無)をヒアリングし、感染症罹患の可能性が僅かでも窺える場合には、自宅待機を指示しております。

6、 感染症罹患の可能性のある方のご入店ご遠慮

お客様・お取引様であっても、マスク等の感染防止策を講じずに咳を頻発している場合には、体調をお伺いたうえで、ご入店をご遠慮頂く場合がございます。感染拡大防止の為やむを得ない対処となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。